

特定非営利活動法人  
日本クリケット協会

Japan Cricket Association  
2472 Kanayanaka-cho, Sano-shi, Tochigi 327-0026 Japan  
050-3766-4483 / <http://www.cricket.or.jp>



Japan Cricket Association  
A Shining Sport of Choice

特定非営利活動法人日本クリケット協会  
スポーツ仲裁に関する規則

(適用範囲)

第1条 この規則は特定非営利活動法人日本クリケット協会に登録する選手、コーチその他の競技関係者に対し適応されるものとする。

(不服申立)

第2条 特定非営利活動法人日本クリケット協会のする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

附 則

この規則は、2017年6月3日より施行する。